

デラバルのサービス及び供給に関する一般条件

1. 適用

① 本サービス及び供給の一般条件（以下「本契約」といいます。）は、売主／サービス提供者（以下「サプライヤー」といいます。）と、顧客（以下「お客様」といいます。）との間で、サプライヤーが取扱う商品、ソフトウェア及びサービスについての取引に関する基本的事項について、以下のとおり定めるものです。

② 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、サプライヤーとお客様との間で行われる商品、ソフトウェア及びサービスの供給に関わる個別の取引（以下「個別契約」といいます。）に共通に適用され、個別契約の一部を構成します。

ただし、個別契約において本契約と異なる事項を書面で定めたときは、個別契約が優先します。

③ サービス及び供給の範囲は、個別契約に明記されている範囲に限られます。お客様は、供給される商品、ソフトウェア及びサービスを使用するために必要とされる、個別契約に明記されている以外のすべての補助装置、ソフトウェア及びサービスを自己の責任で入手する義務を負います。

2. 個別契約

個別契約は、お客様が、商品の品名、仕様、種類、数量、価格、納期、納品場所、受渡条件等、サプライヤーが指定した事項を明示した所定の注文書によりサプライヤーに発注し、サプライヤーが所定の注文請書をお客様に送付し、お客様に到達したときに成立するものとします。

3. 納品・検査・検収

- ① 本契約に基づく、サプライヤーによる商品の引渡の時期及びサービスの提供の時期は、個別契約の定めに従います。
- ② 本契約に基づき供給されるべき商品に関して、引渡場所は別段の合意がない限りお客様の指定した場所とします。サプライヤーは、一括又は分納により商品を引き渡す権利を留保します。
- ③ お客様は、本契約に基づきサプライヤーによって供給された商品を、引渡後、直ちに検査するものとします。
 - (a) 直接販売については、引渡後 7 暦日（サプライヤーが設置する責任を負っている場合には、試運転後 7 暦日）以内に、お客様は数量不足、瑕疵又は欠陥等（以下「瑕疵」という。）についてサプライヤーに書面でその内容を通知し、それについての詳細な情報を提供するものとします。
 - (b) 商品をデラバルのモバイルショップから購入された場合については、瑕疵がある場合には、お客様はその時点で速やかにサプライヤーに通知するものとします。

サプライヤーが上記の通知を(a)(b)に定める期間内に受領しない場合、サプライヤーはかかる瑕疵に関するすべての責任を免除されるものとします。ただし、サプライヤーが瑕疵を故意又は重過失により生じさせた場合はこの限りではありません。
- ④ お客様は、前項の通知をしたときは、かかる瑕疵を発見したときから 1 ヶ月以内に限り、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを請求ことができ、サプライヤーは自己の裁量で、いずれかの方法により履行の追完を行います。

4. 所有権留保

- ① 本契約に基づき供給される機器のそれぞれの品目の所有権は、商品の価格の全額が支払われるまでサプライヤーに留保するものとします。所有権が移転するまでは、お客様は、善良な管理者の注意をもって機器を使用・保管し、これを第三者に譲渡・賃貸・貸与・譲渡担保差入れ等、サプライヤーの所有権を侵害する行為をしてはなりません。
- ② 本契約に基づき供給される機器が納入されてから支払いが完了するまでに本商品に滅失、損傷、変質、その他の損害が生じた場合には、サプライヤーの責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害分は全てお客様が負担します。

5. 価格、料金及び支払

- ① お客様は、個別契約で規定された価格及び料金（料金又は価格が規定されていない場合、サプライヤーのその時々適用される価格表で定められている料金及び価格）をサプライヤーに支払うものとします。
- ② お客様は、個別契約に別段の定めがない限り、各請求書で定めた金額を、請求日から30暦日以内を支払期日として支払うものとします。支払が遅延した場合、サプライヤーは個別契約で指定されている利率にて、指定されていない場合には年利14.6%にて、支払期日の翌日から遅延利息を請求する権利を有するものとします。
- ③ お客様からの支払が支払期日より14暦日を超えて遅延した場合、本契約に基づく重大な義務

違反とみなし、サプライヤーは、それ以後は、当該遅滞のある個別契約以外も含め、お客様への全ての履行を全支払額が受領されるまで留保することができ、これはサプライヤーの違反とはみなされないものとします。

④ お客様はサプライヤーに対して支払うべき債務を相殺し、又は支払いを留保する権利を有しないものとします。

⑤ 個別契約に基づく製品若しくはサービスの販売若しくは引渡又はそれに対する支払の受領時に、サプライヤーが支払を義務付けられる消費税、物品及びサービス税、並びにその他の関税又は税金（サプライヤーの純利益に課せられる税金を除く）は、個別契約に基づく価格に上乗せされ（特に含まれる場合を除く）、お客様からサプライヤーに支払われるものとします。

6. お客様のその他の義務

① お客様は、お客様の施設においてサプライヤーが労務を提供する際に、サプライヤーのセキュリティ又は安全に影響する可能性がある事項、並びに個別契約に基づき供給される商品、ソフトウェア及びサービスによって生じる可能性のあるすべての人身被害及び/又は財産（家畜を含む）損害について、書面でサプライヤーに通知し、それらについての詳細な情報を提供するものとします。

② お客様が、上記又は本契約の他の部分に定めるいずれかの義務を遵守せず、又はその履行を遅延した場合、かかる不履行又は遅延によって、サプライヤーによる本契約に基づくいずれかの義務の履行が妨げられた場合、サプライヤーは、これによってお客様に生じた一切の損害について責任を負いません。

7. ソフトウェア及びオンライン・サービス

デラバルソフトウェア／オンラインサービス利用規約は、スウェーデン法に準拠し、

<http://www.delaval.com/legal/>にてダウンロードし、印刷することができますが（将来の参照のために

印刷することをお勧めします）、デラバルのソフトウェア及びデラバルのオンラインサービス（デラバルの製品

の一部として又はそれに関連して提供される各ソフトウェア及びオンラインサービスを含みますが、これらに

限定されません）、並びにかかるソフトウェア又はサービスを通じて又はそれらに関連して提供され又は作

成されるすべてのドキュメンテーション及びデータについての権利、それらの利用及びそれらについての責任

に排他的に適用されるものとします（ただし、当該ソフトウェア又はオンラインサービスとともに他の条件が

提供された場合には、当該条件が適用されます）。各デラバルのソフトウェア及びデラバルのオンラインサ

ービスは、デラバルソフトウェア及びオンラインサービスデータとプライバシーに関する方針

（<http://www.delaval.com/legal/>にてダウンロードし、印刷することができます）に記載されている通

り、記載されている目的のために、使用し、さらに処理するために、データをデラバル・インターナショナル

AB（及びデラバル・グループの他の企業）に移転する場合があります。

本契約に基づき、又は本契約に関連して提供されるその他のソフトウェア及びオンラインサービスには、

当該ソフトウェア又はオンラインサービスとともに提供される条件が適用されます。

第三者のソフトウェア及び第三者のオンラインサービスに関して、当該ソフトウェア又はサービスの欠陥に

対するサプライヤーの唯一の責任は、顧客の請求を当該第三者に転送することとします。

8. 保証

- ① 具体的な保証条件は、特定の商品、サービス及びソフトウェア（例えば、第 7 条に述べる条件に従う）に提供され、又はその他の形で適用されます。

かかる特定の保証条件が適用されない場合、サプライヤーは以下を保証します。

- (a)本契約に基づきサプライヤーによって提供されるサービスが、すべての重要な点において、専門性をもった社員によって遂行されること。

- (b)本契約に基づきサプライヤーによって供給される商品及び本契約に基づきサプライヤーによって提供されるサービスの一部としてサプライヤーによって生み出される作業成果は、すべての重要な点において、引渡時に瑕疵がないこと。

- (c)本契約に基づきサプライヤーによって供給されるソフトウェアが、適用される説明書にしたがって適切にインストールされた場合には、適用される説明書に一般的に説明されている特徴及び機能を提供することができること。

- ② サプライヤーは、上記の保証に違反があった場合には、自己費用負担にて、サプライヤーの裁量により、目的物の修補、代替物の引渡又は不足分の引渡のいずれかの方法によって、上記の保証違反を是正するものとします。ただし、かかる違反について、各商品又はサービスに適用される保証期間内に、又は特定の期間が定められていない場合には(a)機器に関しては、当該商品の引渡から 12 か月以内、(b)その他の商品（機器以外）、サービス又はソフトウェアに関しては、商品、サービス又はソフトウェアの引渡又は実行の日から 3 か月以内に、お客様からサプライヤーに書面で通知され

ることを条件とします。サプライヤーが、かかる通知の後、合理的な期間内に違反を是正せず、お客様が違反の是正を求める合理的な期間を定めて、書面で催告を通知したにも関わらず、当該期限を過ぎても、サプライヤーが違反を是正しなかった場合には、その原因がサプライヤー側の過失又は故意の不正行為にある場合に限り、お客様は第 9 条（責任の制限）に定める制限を条件として、損害賠償を請求する権利を有します。

9. 責任の制限

- ① 本契約に基づきサプライヤーによって提供される商品、サービス及びソフトウェアについてのサプライヤーの責任並びにサプライヤーによる履行若しくは引渡の遅延又は保証違反に対して利用できる救済手段は、第 4 条（履行及び引渡時期）、第 7 条（ソフトウェア及びオンライン・サービス）及び第 8 条（保証）に定めるものに制限されるものとします。
- ② サプライヤーは、本契約の規定に違反したことその他の自己の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を生じさせた場合、お客様に対して、当該事由により被った通常かつ直接の損害（逸失利益、業務の中断による損害、データ若しくはその他の情報の喪失による損害、その他の間接損害、並びに、瑕疵の存在する製品から拡大した拡大損害等を除く）を賠償するものとする。
- ③ サプライヤーの賠償額の総額は、(a)機器又はソフトウェアの各品目に関しては、本契約に基づき当該品目について支払われた総額の 20%に相当する金額に制限され、(b)その他の商品（機器以外）及びサービスに関しては、その請求が生じるもととなった事由又は一連の事由が生じる前の 12 か月間に当該商品及びサービスについて本契約に基づいて支払われた総額に相当する金額に

制限されます。ただし、お客様に生じた損害が、サプライヤーの故意または重大な過失を原因とする場合は、上記の責任の制限は適用されません。

10. 不可抗力

サプライヤーは、本契約に基づく自身の義務の不履行又は履行の遅延が、不可抗力又は自身が合理的に制御しえないその他の状況（戦争、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、伝染病、製造施設の破壊、暴動、反乱、地震、爆発、その他の災難若しくは事故、停電、洪水、火災、電話／インターネットシステム障害、農場立ち入り制限、雷及びその他の気象条件を含みますが、これらに限定されません）を直接的又は間接的な原因とする場合、かかる不履行又は遅延については責任を負いません。

11. 契約期間及び解除

① 本契約は、個別契約の締結によって個別契約の一部を構成し、本条（契約期間及び解除）の定めにしたがって解除されない限り、存続するものとします。

個別契約において別段の定めがある場合を除き、個別契約に基づく個々のサブスクリプションは12ヶ月継続するものとし、更新日の1ヶ月前までに解除されない限りその後12ヶ月間同一の条件で更新されるものとします。

② サプライヤーとお客様はそれぞれ、6ヶ月前に書面で相手側当事者に通知することにより、いつでも理由なく本契約を解除する権利を有します。ただし、かかる解除によって、解除時に存在する個別契約は影響されないものとします（かかる注文は本契約の失効後も存続し、本契約が適用される

ものとして)。サプライヤーは、本契約の執行前に行われた供給について、また、本契約の失効後も存続する注文に基づく供給について、支払を受ける権利を有するものとします。さらに、お客様がかかる解除を行った場合、お客様はあらゆる前払金の返金を受ける権利を有しません。

③ 以下の場合、各当事者は、本契約に基づく他の救済手段又は権利の行使を妨げられることなく、相手側当事者に書面で通知することにより、即時に、本契約を解除する権利を有します。

(a)相手側当事者が本契約上の義務（ただし、商品、ソフトウェア及びサービスの納入期限遵守義務を含まない）に違反し、又はかかる義務を遵守せず、相手側当事者に書面による催告をしたにもかかわらず、通知後 30 暦日以内にかかる違反又は不遵守を是正しなかった場合。

(b)民事再生手続開始、破産手続開始、会社更生手続開始、特別生産手続開始の申立てを受け又は自ら申立てを行ったとき

(c)支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき

(d)第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

④ お客様に前記(a)乃至(d)のいずれかに該当する事由が発生した場合、サプライヤーから何らの通知・催告がなくても、お客様はサプライヤーに対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにサプライヤーに弁済しなければならないものとします。

⑤ 本契約の終了にかかわらず、本条、第 9 条（責任の制限）、第 14 条（データ及びプライバシー）、第 16 条（分離可能性）、第 17 条（適用法及び紛争）の規定は、本契約の解除によっ

て影響を受けず、引き続きその効力を有するものとします。

12. 下請

サプライヤーは、本契約に基づく自身の義務の履行のために下請業者を指名することができます。

13. 見積

本契約のための見積は、見積書に別段の記載がない限り、受領された 30 暦日後に失効します。

14. データ及びプライバシー

サプライヤーは、サプライヤーのエンドユーザーデータ及びプライバシーに関する方針 (<http://www.delaval.com/legal/>にてダウンロードし、印刷することができます) 記載されている目的のために限り、エンドユーザーデータを取得することができ、同目的の範囲内でエンドユーザーデータを取扱いします。なお、個人情報の取得に関する同意書が締結される場合、同意書が優先します。

15. 完全合意

本契約は、本契約の対象事項に関する当事者間の完全な合意を示すものであり、本契約締結までに当事者間でなされた書面、口頭又は黙示的になされたあらゆる合意はその効力を失うものとします。

16. 分離可能性

本契約の規定が無効又は執行不可能と判断された場合、残りの規定は有効であり続け、当該規

定は本契約の目的及び意図と一致する他の規定に置き換えられるものとします。

本契約のいずれかの規定が違法又は無効と判断された場合、当該規定は本契約から分離され、本契約の一部でなくなるものとし、本契約の残りの部分に、変更はないものとします。両当事者は両当事者の商業的な了解を反映するために合理的に必要な本契約の修正について、誠実に交渉するものとします。

17. 適用法及び紛争

本契約は、日本国の法律に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。本件に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。